

ユダヤ人高利貸像再考 (Gilomen, Hans-Jörg, Wucher und Wirtschaft im Mittelalter, 1990)

佐々木博光

ハンス・イェルク・ギロメンの「中世の高利と経済」という論考が出てから一〇年以上が経つ^①。ヨーロッパではギロメンの指摘によって中世の高利貸像は重大な修正を受けた。一方、わが国の研究は依然として彼以前の高利貸像を引きずっている。この論文を紹介する意義は今も失われてはいない。

ここで著者ギロメンについて簡単に紹介しておこう。彼はチューリヒ大学で中世史講座を担当し、とくに社会経済史を専門とする。チューリヒには「取り立て業務一覧」というユニークな史料がある。市参事会に持ち込まれた金銭貸借をめぐるトラブルがその後どのように処理されたのかを一件ごとに克明に記録した史料群であり、中世にはすでにその記録が始まっていた。スイスの国家事業として開始された「取り立て業務一覧」の編纂において、ギロメンは中世後期を指揮している。また、ドイツ語圏で定評のある『中世史事典』*Lexikon des Mittelalters* に、「公債」*Rente, -kauf, -markt* や「高利」*Wucher* とらった中世社会経済史上の重要語彙について寄稿していることからわかるように、彼の名

はすでにこの分野でドイツ語圏の第一人者として通っている。そのギロメンを一躍全国区の歴史家にしたのが、ここで紹介する「中世の高利と経済」であった。

ギロメンの論説が出る以前の中世高利貸像は、カトリック教会の二重規範を理解の根幹に据えていた。教会は信者に利息取引を固く禁じたが、教会の戒律に縛られないユダヤ人は自由に金利業務を営むことができた。中世の貸金業はユダヤ人の独占するところとなった。そこから発展してすべてのユダヤ人が高利貸を生業としていたかのような拡大解釈も生まれた。この高利貸イメージがユダヤ人史全般の理解にも影を落としていたといっても過言ではない。

ユダヤ人高利貸というイメージの普及にとつて、シェークスピアの戯曲『ヴェニスの商人』のシャイロックが果たした役割は誰もが認めるところであろう。しかし、ユダヤ人高利貸像を確固たる科学的な知見に高めたのは、ドイツ歴史派国民経済学の重鎮ヴィルヘルム・ロツシャー（一八一七—一八九四年）の「一般的商業政策の観点から見た中世のユダヤ人」という論考であった^②。未開状態を脱しきれない後発諸民族のもとでは、商業はえてして賤視される傾向にある。しかし、物資の取引はすでに後発諸民族の生活にも不可欠である。この段階で商業は異邦人定住者の手に委ねられる。やがて土着の「国民的商業」が勃興すると、異邦人商人はこれまで受けてきた優遇措置を徐々に剝奪され、最後は土着の商人によって商業からも閉め出されてしまう。行き場を失った彼らは商売で得たノウハウと資金を元手に金融業を始める。このような移行は世界史上の至るところで半ば普遍的に認められる。こ

それがロツシャーのいう「一般的な商業政策」である。中世ヨーロッパという特殊な環境で異邦人商人の役割を担ったのがユダヤ人であった。ロツシャーは、中世前半の比較的良好だったユダヤ人の地位が後半には一転して悪化の一途を辿ることに、世界史上に普遍的に認められる変化の一端を見ようとする。また、中世ヨーロッパにはユダヤ人の金融業への転身を促す別の要因もあった。カトリック教会が信徒に課した利子取得の禁止である。貸金業は教会の戒律を顧みる必要のないユダヤ人の独占するところとなり、利率は意のままに操作された。中世後期に頻発するユダヤ人迫害も、「債務者の債権者にたいする闘い」、「清貧主義の資本主義にたいする闘い」といった観を呈する。それは「極めつけの野蛮な信用危機」“Creditkrisen barbauschester Art”とも呼ばれる。

ロツシャーの説明は彼以降の議論にたいして強力な準拠枠を提供した。邦訳が話題を呼んだジャック・ル・ゴッフの『中世の高利貸』も、ロツシャーの説明を大枠において踏襲する。ル・ゴッフの「高利貸」はユダヤ人だけが対象となるわけではない。議論の中核をなすのはキリスト教徒高利貸である。キリスト教徒のなかにも高利貸が少なからずいたことは周知の事柄に属する。それでも教会の禁令の埒外にあったユダヤ人に高利貸が多かったこと、それがユダヤ人にたいする迫害の原因になったことがル・ゴッフにあっても強調されているのである。わが国で出る啓蒙書は依然としてロツシャー説の独壇場といつてよい。火元がロツシャーであったことも忘れられるほどの説は広まっている。ギロメンが疑問を呈したのはまさしくこのような通説中の通説であった。

彼はよく知られた史料の読み直しによって、通説の足元が意外

にもろいことを明らかにする。彼の論考から印象的な例を拾ってみよう。中世には教会の禁止をかくぐるために利息を偽装する方法が知られていた。延滞補償に見せかけるのも一つの手段であった。決められた無利息期間が過ぎると延滞利息が元金に加算される延滞補償の制度は、支払猶予中の債権者にたいする損失補填の含みをもち、利息とは無縁のものと考えられた。延滞補償の制度を悪用した利息の偽装工作の極端な例として、無利息期間を「日没まで」“bis zur Finsternis”（日没はユダヤ教徒にとって一日の終わりを意味する）とし、契約の翌日から早くも延滞利息が掛かるように仕組まれるケースも見られた。この偽装工作は教会の禁令を恐れるキリスト教徒の高利貸には常套手段として使われた。しかし、「日没まで」と期限を切った契約の存在が証すように、ユダヤ人高利貸もこの手段を日常的に使っていたのである。

そこで、こんな疑問がわいてくるのを禁じえない。ユダヤ人に金利業務が認められていたのならば、彼らは一体誰にはばかって利息を偽装しなければならなかったのか。もう一つ興味深い事実を追加しよう。偽装工作に手を染めたユダヤ人高利貸は、世俗権力によって一様に利息貸付を行うことを認められていた。詳しくは後述するが、高利貸を営むためには営業特権を受けていなければならなかった。利息を取ることでできる資格を取得していたのに、なぜ彼らは姑息な手を使ってまで利息の偽装にこだわらなければならなかったのか。彼らは一体何を恐れてそうしたのであるか。むしろ、それは教会の横槍にはかならない。債権者には教会裁判所への上訴という最後の手段があった。債権者は万一会裁判断に召喚されても申し開きできるよう、あらかじめ教会が許す方法

で利息を偽装しておいたのである。偽装の必要を感じていたのは本来なら教会の戒律に服さねばならないキリスト教徒の高利貸ばかりではなかった。ユダヤ人高利貸もまたそれを感じていたのである。教会はユダヤ人が利息取引に携わるのも決して認めていなかった。これがギロメンが通説に突きつけたアンチテーゼの核心である。ここでは教会の高利禁止がユダヤ人にも及んだことを明らかにするとともに、それでも高利貸がユダヤ人のなかにもキリスト教徒のなかにもいたことの意味を問う。なお、以下では本文中にギロメン論文の参照頁数を括弧書きで適宜挿入する。

高利を拒否するカトリック教会の教義はふたつの伝統を汲む。

一つは現物貸借、貨幣貸借から利息を取ること一般を禁忌する聖書の伝統であり、今一つは古代の自然法にのっとる禁忌、すなわち単なる交換の手段として生まれた貨幣が自然の理に反して利益を生むという欺瞞を拒否する伝統である。初期キリスト教の著述家たちがそこから導き出した結論は一切の利息の禁止であり、元金を上回る返済は利率の高低に関係なくすべてが高利と断罪された。教会法が利子の取得を最初に禁じた相手は聖職者であった。

教皇レオ一世以降この禁止は俗人にも拡大される。八世紀になるとカール大帝によって高利禁止は世俗法にも引き継がれた (S. 269f.)。

今日も根強い理解によると、教会は信者に利子付貸付を固く禁じ、その独占をユダヤ人に委ねた。ユダヤ人は異教徒であり、キリスト教の教義に拘束されることがなかったというのだ。「教会法はユダヤ人のために書かれたわけではない」という格言の通り、

ユダヤ人は教会法の諸条項の埒外にあると考えられた (S. 272f.)。旧約聖書の『申命記』(二三章、二〇―二二) は、ユダヤ人が同胞から利息を取ることは許さないが、外国人から利息を取るのには認める。中世のユダヤ人はこの一節にキリスト教徒から利息を取る根拠を見出したとする研究者もある。しかし、古代の教父アンブロシウスは、この一節を「戦争の掟が支配するところでは利息の法もまた支配する」と解釈するにとどまり、敵対する相手からは利息を取ることも許されると説明した。聖アンブロシウスは利子取得にかんしてユダヤ人を決して特別扱いしてはいない。古代の教父の姿勢は中世の神学者たちにも受け継がれる。トマス・アキナスも高利にかんしてユダヤ人を特別扱いしたりはしない。彼によれば、ユダヤ人の利息は被害者やその遺族に弁償されるか、敬虔な目的のために利用されるべきである。また、利息を取るユダヤ人には贖罪金が課されるべきで、その収益はやはり敬虔な目的のために利用されるべきであった。異教徒だから、教会法が通じないからユダヤ人の高利は許されるといった議論は、少なくとも一世紀末以降は現実には合わない (S. 275f.)。グレゴリウス九世の教令集 (一二三四年) には、ユダヤ人も搾り取った利息の返還を強制されるべしとある。この教令集の作成者は自著においてもユダヤ人の利息取引にかなる権利も認めない (S. 278)。一二世紀末以降の法学や神学関係の所見は、ユダヤ人の利子取得を禁止することに執拗にこだわっている。また、一二世紀以降は世俗君主もユダヤ人の利子取得を禁じた法令を陸続と発布する (S. 279ff.)。

以上の説明からわかるように、利息を取ることは原則としてキ

リスト教徒だけでなくユダヤ人にも禁じられていた。しかし、中世法の特徴は例外規定を許容しうるその融通性にある。原則が曲げられることもあった。世俗権力は利息を取る権利を一部の人々に与えた。つまり、キリスト教徒かユダヤ人かにかかわらず、営業特権を取得したもののだけが高利貸業を営むことができたのである。教会法の高利禁止規定がユダヤ人には及ばないと主張する人々も、キリスト教徒のなかにロンバルト人のような金融業に特化した集団があることはよく知っていた。しかし、従来の研究は彼らの存在を例外として片づけるのが常であった。ギロメンは以下で述べる特例法という概念を導入することで、キリスト教徒のなかに高利貸がいても不思議でないことを説得的に示したのである。

高利が世俗権力によって特権として認められた例は一二世紀にすでに見られる。ギロメンが最初に挙げる例は大変興味深い。皇帝フリードリヒ一世はオーストリア大侯のハインリヒに、大侯の領内に「ユダヤ人の高利貸や公認の高利貸を安んじて留まらせることのある特権」*Jus tenendi judeos et usurarios publicos sine molestia et offensa*を与えた。キリスト教徒だけでなくユダヤ人にも高利の禁止が通用したのでなければ、この特権はそもそも意味をなさない。そして、ユダヤ人の高利もキリスト教徒の高利も特権によって初めて認められたのである。特例措置で個々の人間集団に高利を許す場合も見られる。もちろん、それがキリスト教徒に認められることも稀ではなかった(§ 283)。教会もしばしば例外措置に手を貸した。例えば、一五世紀にマントヴァの大侯が当地のユダヤ人に高利の取得を認めたとき、それは教皇の

特免によって追加保証を与えられた。ユダヤ人の高利もキリスト教徒のそれと同じく特例措置によって初めて認められたのである。特権の内容にはユダヤ人かキリスト教徒かで大差はない(§ 289)。すでに紹介した利息を延滞補償に見せかける手口も、ユダヤ人だけでなくロンバルト人の特権高利貸にもまったく同じように常套手段として使われた(§ 288)。偽装の必要性や手段にも、キリスト教徒高利貸とユダヤ人高利貸で大きな違いはなかったのである。

以上で、ギロメン説の、特にインパクトが大きかった部分の紹介がすんだ。ここから彼の議論は中世経済のなかで高利貸付が占めた意義という問題に移る。ユダヤ人やロンバルト人の高利貸付の顧客となったのは経営不振に喘ぐ領主層や農民で、資金は赤字経営の補填に回されるのが常であった(§ 290ff)。都市経済においては、都市財政の逼迫を救うためにしばしば高利貸付が利用されている(§ 290)。高利貸付は利潤の追求を第一とするような営利活動に投資されたわけではなかった。それは中世の経済生活のなかで概して周縁的な役割しか期待されていなかったのである。高利の御法度に触れない、もしくは際どい貸付形態が存在した。これらの貸付形態のおかげで、貨幣資本の投資によって利益を上げることも十分に可能であった。このため、従来の研究はそれらを高利の迂回手段と解釈しがちであった。高利の御法度に抵触しない方法としては、元金の補償の名目で利息分をあらかじめ貸付額に加算する方法、すでにあれた延滞補償の制度、債権者のリスクという名目で利息分を徴収する方法、債権者が贈与を受領するという形で利息を取る方法などがあった。債権者が貸付期間

に蒙る損失にたいする補填、債権者が負うリスクにたいする補償の名目で、元金を超える返済を要求するのは決して違法な行為ではなかった。一方、危うい方法として、約束手形の額面に貸付額を超過する、利息分を含んだ返済額をあらかじめ記載しておく方法があった。また、地代のような不動産収益を購入して、その権利をのちに請戻しさせて元金相当額を取り戻し、その間の地代取入を利息分として受け取る方法もあった^⑧。請戻しがあらかじめ予定されていたならばこれは高利取引となり、そうでなければ合法的取引である。しかし、際どい方法もその違法性を立証するとすると難しい。合法か違法かを決めるのはまさしく係わったものの動機いかにかかっていた。このため、高利取引を撲滅しようとする努力も、法の次元を離れ、良心の呵責という人倫の次元に訴えるものとなった。あの世での制裁という教会罰が功を奏する展望がここに開ける(S. 284)。

教会は遺言能力の失効といった罰則や教会墓地への埋葬を拒否するという脅しをかけて高利貸をたえず威嚇した。そして、高利で得た収益を被害者に返還し、被害者への返還が無理な場合には貧者に還元し、悔悛の情を示すよう要求した。このような措置はかなり成果を上げたようである。夥しい利子返還の事例がそれを示している(S. 286f.)。大商人の利子返還件数が減少傾向を示すのはようやく一五世紀のことである。この時期になると小口の質屋業者と職業的な自覚を強める大商人の区別が重要になる。一五世紀にはユダヤ人が、場合によってはロンバルト人も、多くの都市から追放される。彼ら小口の貸付業者は周縁に追いやられるか排斥された。一方、土着の高利、とりわけ大商人の高利にたい

する排斥感情は徐々に諦念に代る。それにともない、倫理的な要求と商人の職業的な現実の乖離を揶揄する軽妙な皮肉がキリスト教徒高利貸に向けられるようになる(S. 288f.)。一三八七/八八年にフェラーラで没したベンヴェヌート・デ・ランバルディス・ダ・イモラの言葉、「高利を行うものは地獄に落ち、高利を行わないものは貧困に落ちる」“Qui facit usuram vadit ad infernum; qui non facit vergit ad inopiam.”はまさにその典型であった。

以上がギロメン論文の概要である。彼の議論の懐の大きさを示すために、ここで二つの事実を追加したい。一つはユダヤ人も高利貸付を禁じられていたという問題にかんしてである。一三四八—五〇年のユダヤ人迫害は多くのドイツ諸都市のユダヤ人共同体に壊滅的な打撃を与えた。難を逃れたものたちはほとんどの場合に昔住んだ都市に戻ってきた。定住契約証書の存在がそれを物語る。定住契約の交付は滞在が期限付きになり、延長のためには更新が必要になったことと関係している。これらの契約証書にはしばしば高利貸を営むことを条件に定住を認めるという一項があった。このような例は『ゲルマニア・ユダイカ』*Germania Judaica* から少なからず拾うことができる。通説が語るようにユダヤ人に高利貸を営むことが自由に認められていたのだとすれば、この一項はそもそも蛇足であろう。定住条件に高利貸を営むことが加えられたということは、裏を返せば原則的にはユダヤ人にも高利貸が認められていなかったことを意味するのではなからうか。さらに、高利特権の存在についても一つの事実を補足したい。

一四〇〇年から一四〇四年にかけて北フランスで、罰金の徴収を目的とした高利貸の摘発が行われた。残存する調査記録から四九一名の高利貸がこの期間に摘発され、合計五二〇件にのぼる罰金刑が課されたことがわかる。史料紹介の筆を執ったクリストフ・フォルネフェルトは、この史料が社会史研究に開く様々な可能性を示唆している。ここで特に注目したいのは台帳記録者が行う高利貸の分類である。特徴的な高利貸であるロンバルト商人以外に、摘発されたもののなかに土着の高利貸が多数含まれている。さらに、土着の高利貸には三つのタイプがある。「公認の」高利貸とその他の「未公認の」、もぐりの高利貸、さらにもぐりのなかに高利貸を恒常的な業務とするものと行きがかりでそれに携わったものが区別される。やはり高利貸は一種の特権だったのである。高利貸を「公認」と「未公認」に分ける用例が中世後期の史料には類出する。これまであまり深く考えられていなかったこれらの分類の意味に、ギロメンの論点はあらたな光を当てるものとなるかもしれない。

このようにギロメンの新説は盛期および後期中世の高利にかんする理解を間違いなく深化させた。これに比して、初期中世の理解には疑問も残る。史料の数やヴァリエーションが盛期や後期に比べて格段に劣る初期中世について、以後の時代と同じような議論を望むのは難しい。しかし、ギロメンはそのわずかな史料を使って初期中世にもユダヤ人かキリスト教徒かを問わず高利貸付が原則として禁止されていたことを示そうとする。この試みがどの程度成功しているかは今は措くとしても、それが説得的であればあるほど、かえって初期中世から高利特権の事例が紹介されてい

ないのが目を引く。高利禁止がすでにこの時期に貫徹していたのだとすれば、初期中世の利息取引はどのように展開していたのであろうか。史料的に限界があることは承知しつつも、やはり気にかかるところである。

さらにそれとの関連で、一二世紀以降に高利特権が広範に展開してゆく事態はどのように解釈されるのであろうか。取り締まりが難しく、ほとんど野放し状態の高利取引に、一部のものだけに営業特権を認めることによって秩序を与え、規制をかけるような意図はなかったものであろうか。それともなにか別の動機があったのだらうか。さらに、高利取引を認可されるものとされないものの線引きを決めたのはどんな要因だったのか。ギロメンの説明にもあったように、キリスト教徒のなかにもユダヤ人のなかにも認可を受けた特権高利貸と無認可のもぐりの高利貸がいた。一四世紀後半以降、都市への再定住を希望するユダヤ人に交付された定住契約証書においても、高利取引は常に認可されたわけではなく、まったくそれに言及がなされないものもあったし、逆に高利取引を行わないことを再定住の条件として明記しているものもあった。このような処遇の違いを決めたのは一体何だったのだらうか。高利特権を授与するものの動機という課題との関連で、興味尽きない問題がここにはある。もとよりその答えをここで紹介したような総論的な論考に期待するのは酷である^⑩。それは都市史や地域史にかんする個別研究が社会経済史的な観点から研究を行うさいに、設問のひとつとして加えてもよい課題なのではなからうか。あらたな問題を提出した点にギロメンの功績を認めたい。

高利批判とユダヤ人迫害の関連という問題についても、ギロメ

ンの考察はあらたな視点を提示するものとなる。すでにふれたように、ロツシャーは中世のユダヤ人迫害に「債務者の債権者にたいする闘い」を見た。戦後の東ドイツの歴史家ジークフリート・ホイヤーは、ロツシャーの議論に着想を得て、一三三〇年代後半の「アームレーダー王」のボグロムを農民反乱の走りとなし、そこに階級闘争の先駆的な形態が見出せると考えた。ホイヤーの説は有名にはなったが、だからとも支持されることはなかった。史料的な根拠という点でも、その後の個別地域研究は、少なくとも一四世紀の中葉まではユダヤ人金貸しの最大の顧客が農民ではなく領主層であったことを明らかにしている。極端な議論が信用を得ることはなかったが、それでもユダヤ人迫害を高利貸付にたいする債務者の憤懣から説明する向きは依然として健在である。しかし、ギロメンの議論は債権者が決してユダヤ人だけではないことをこれまでに以上で説得的に示した。高利貸付にたいする不満は決してユダヤ人だけに向けられたものではなかった。そうなると債権者にたいする闘いが債権者の一部、つまりユダヤ人にたいする闘いに変換されたメカニズムを追跡することがあらたな課題となる。このような問題に答える研究はすでに始まっている。ロニー・ポチャ・シャーは、一五一九年のレーゲンスブルクのユダヤ人追放に至る経過を分析し、市参事会が自らの保身のために高利にたいする不満の鋒先をユダヤ人債権者だけに向けさせようと誘導した形跡を読み取る。このように、キリスト教社会の内部矛盾からユダヤ迫害を説明する新動向に、直接的ではないにしても間接的にギロメンの議論の影響を看取することができよう。

以上で見たように、ギロメンの提示した中世高利貸像にかんする新説は、旧説よりもはるかに懐の大きい議論であることがわかる。旧説が積み残してきた多くの反証も、彼の説明のなかで整合的に理解できるようになった。もちろん、ユダヤ人高利貸像に修正を迫った研究はこれが初めてというわけではない。たしかに、先行の実証的な定説批判もそれなりの成果を挙げてきた。しかし、それらにましてギロメンの考察が大きな成功を収めたのも事実である。その秘訣は、とかくイデオロギーとの一線が微妙な旧説の性格を見極め、それに見合った批判に彼が徹したことにある。この意味でギロメンの論考は、歴史研究がイデオロギー批判を試みるさいのお手本としても価値あるものとなる。不自然さの目立つ説明ではあったが、ともかくユダヤ人高利貸像は一世紀以上も定説としての命脈を保ってきた。ここで着手されたイデオロギー批判を完結するためには、なぜこの不自然な学説がこれほどの支持を集めることができたのかが問われなければならないまい。新説の受容に出遅れたわが国の歴史研究にも巻き返しのチャンスがある。

① Gliemen, Hans-Jörg, Wucher und Wirtschaft im Mittelalter, in: *Historische Zeitschrift* 250, 1990, S. 265-301.

② この史料群の中世後期にかんする紹介論文として、Malanud, Sibylle und Sutter, Pascale, Die Betreibungs- oder Eingewinnungsverfahren der Stadt Zürich im Spätmittelalter, in: *Zeitschrift für Rechtsgeschichte Germanische Abteilung*, 116, 1999, S. 87-118.

③ Roscher, Wilhelm, Die Juden im Mittelalter, betrachtet vom Standpunkte der allgemeinen Handelspolitik (1875, dann Ders., *Ansichten der Volkswirtschaft aus dem geschichtlichen Standpunkte* 2, 3.

Aufl. Leipzig/Heidelberg 1878, S. 321-354.)

④ 以上の引用は、Ebd., S. 339.

⑤ ジャック・ル・コッフ著(渡辺香根夫訳)『中世の高利貸——金も命も——』法政大学出版局、一九八九年、三八頁以下。

⑥ 一例だけを挙げる。大澤武男『ユダヤ人とドイツ』講談社、一九九一年、三二頁以下。

⑦ Gilomen, Wucher und Wirtschaft im Mittelalter, S. 286ff.

⑧ 以下の近著のなかで、中世にも正統と認められた貸付形態がみられる説明がある。Kerridge, Eric, *Usury, Interest and the Reformation*, 2002, pp. 9-19.

⑨ Vornfeld, Christopher, Einheimische und lombardische Wucherer im Frankreich von Charles VI. Eine neue Quelle zur Sozialgeschichte des Wuchers, in: *Journal of Medieval History* 15, 1989, pp. 269-287.

⑩ 高利特権導入の意図という問題との関連で、従来の研究はユダヤ人の高利取引を為政者の財政上の動機と一義的に結び付ける傾向があった。キロメンはスイス諸都市にかんする研究からこのような理解に疑問を唱えている。Gilomen, Hans-Jörg, Aufnahme und Vertreibung von Juden in Schweizer Städten im Spätmittelalter, in: Ders. u. a. (Hg.), *Migration in die Städte. Ausschluss — Assimilierung — Integration — Multikulturalität. Migrations vers les villes. Exclusion — assimilation — integration — multikulturalité* (Schweizerische Gesellschaft für Wirtschafts- und Sozialgeschichte 16), Zurich 2000, S. 93-118. 彼のその他の論考のなかで主としてものを挙げる。Ders., Die städtische Schuld Berns und der Basler Rentenmarkt im 15.

Jahrhundert, in: *Zeitschrift für Schweizerische Kirchengeschichte* 76, 1982, S. 5-64.; Ders., Kirchliche Theorie und Wirtschaftspraxis. Der Streit um die Basler Wucherpredigt des Johannes Mulberg, in: *Itinera* 4, Basel 1986, S. 34-62.; Ders., Städtische Sondergruppen im Bürgerrecht, in: Schwignes, Rainer Christoph, *Neubürger im späten Mittelalter. Migration und Austausch in der Städtlandschaft des alten Reiches (1250-1550)*, Berlin 2002, S. 125-167.

⑪ Hoyer, Siegfried, Die Arnleberbewegung — ein Bauernaufstand 1336/1339, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 13, 1965, S. 74-89.

⑫ 坂本正、Jenks, Stuart, Judenverschuldung und Verfolgung von Juden im 14. Jahrhundert: Franken bis 1349, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 65, 1978, S. 309-356.; Toch, Michael, Der Jüdische Geldhandel in der Wirtschaft des Deutschen Spätmittelalters: Nürnberg 1350-1499, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte* 117, 1981, S. 283-310. 以下、S. 284-299.

⑬ Hsia, Ronnie Po-chia, The Usurious Jew: Economic Structure and Religious Representations in an Anti-Semitic Discourse, in: Ders. and Lehmann, Hartmut (ed.), *In and out of the Ghetto. Jewish-Gentile Relations in Late Medieval and Early Modern Germany*, Cambridge 1995, p. 161-176.

⑭ ヴォルンブルンのラント裁判所の史料に基づき、ユダヤ人迫害と債務関係とを直接的に関連がなっているを論証しようとしたイェンクスの研究が重要である。註⑩参照。

(大阪府立大学人間社会学部助教授)